

平成 30 年度森の資源研究開発事業募集要領

平成 30 年(2018 年)4 月 12 日
滋 賀 県

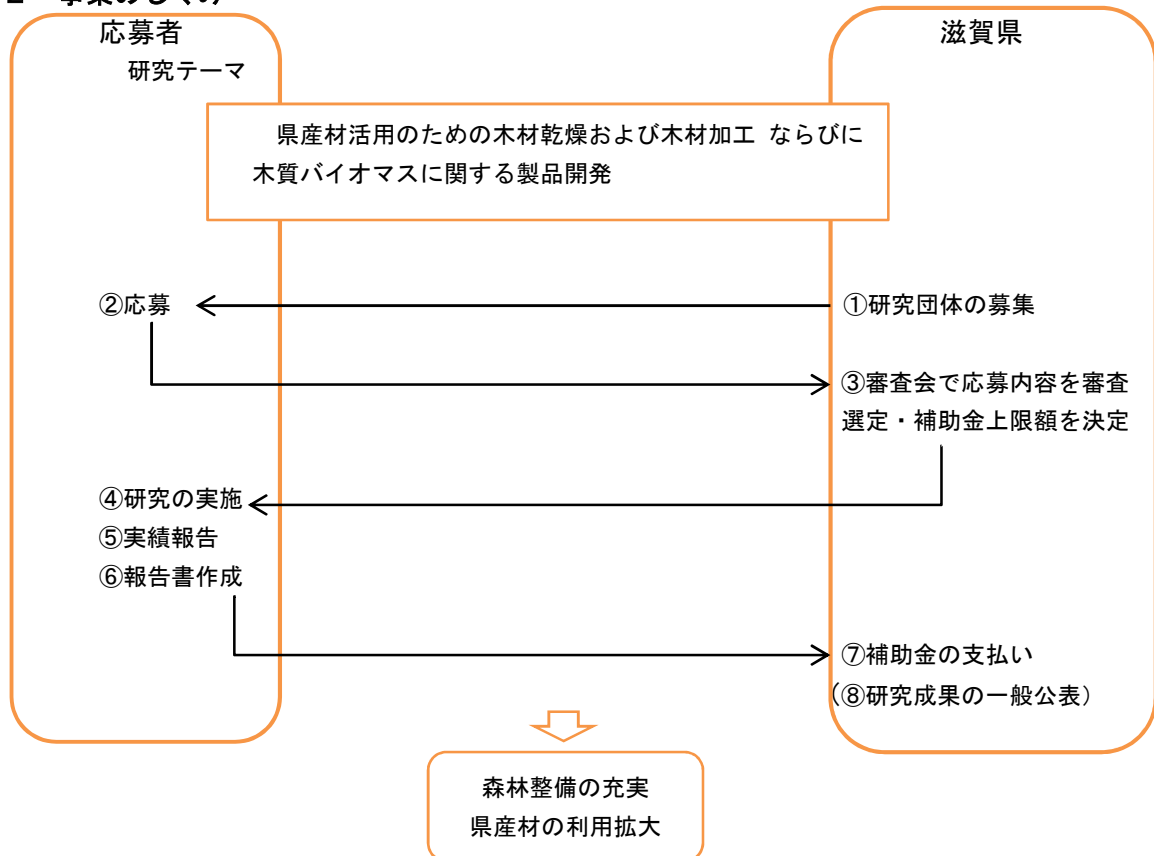
森の資源を使った製品開発について、以下のとおり募集します。

1 事業の概要

県内で生産された木材をその地域で利用することは、森林の整備や山村の活力の増進につながることから、県産材を有効に利活用することが求められています。

そこで、県産材を用いた新たな製品開発を行う場合に、必要な経費の一部を補助します。

2 事業のしくみ



3 補助対象とする研究

県産材を活用した製品の開発により、その成果が新たな事業化および県産材の利活用促進につながる研究を対象とします。

研究期間は原則として単一年度内での設定としますが、テーマによっては予算の範囲内で最長3か年度にわたる設定をすることが認められる場合があります。

補助対象となる研究内容および研究項目は次のとおりです。

(1) 研究内容

県産材活用のための木材乾燥および木材加工ならびに木質バイオマスに関する製品開発

- (例) 木材加工機や木材乾燥装置の製品開発や改良
- 新しい木質材料の製品開発
- 木質バイオマスボイラーの製品開発

(2) 研究項目

①事業可能性調査

- ア) マーケティング調査
- イ) 事業化計画策定

②研究開発・調査研究

- ア) 新製品の試作（製品の改良）
- イ) モニター調査

ただし、事業可能性調査と研究開発・調査研究を同時に応募することはできませんが、事業可能性調査だけの応募は原則として認めません。

なお、①のイ)の「事業計画策定」を必須として行わなければならないものとします。

4 補助対象者

補助金交付の対象となる者は、滋賀県内に事務所等を有する団体または当該団体を構成員の一つとする共同チームとします。団体の法人格の有無および営利・非営利の区分は問いませんので、会則などを定めた任意団体でも補助の対象となります。ただし、任意団体の場合は構成員が3人以上であるものを対象とします。

また、滋賀県内に事務所等を有する団体を構成員の一つとする共同チームの他の構成員については、団体・個人の別、県内に事務所等を有するか否かは問いません。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、上記の補助対象研究項目に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。

人件費、賃金、謝金、旅費、印刷費、会議費、賃借料、通信運搬費、委託費、資機材費および消耗品費

ただし、人件費は補助対象経費総額の50%を上限とします。

また、資機材費のうち1件50万円以上の機械器具は原則として補助対象外としますが、特段の事情がある場合は、書面に購入の必要性等を詳細に記載し補足書類として提出してください。

なお、交付決定日以降に研究を開始し、平成31年2月末までに終了する経費のみを補助対象としますので、交付決定前に支払った経費や当該年度の3月以降に必要とする経費を補助の対象にすることはできません。

6 提案できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

建物など施設の建設に関する経費、不動産取得に関する経費

7 補助率および補助金上限額

補助率は補助対象経費の1/2以内です。

補助金上限額は、事業の期間にかかわらず1事業主体あたり500万円とします。

ただし、複数年度にわたる研究期間を設定する場合の上限は 750万円とします。
なお、補助金額は希望額どおりにならないことがあります。

8 応募手続

(1) 応募書類の提出先

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課に提出してください。

(2) 応募期間

平成30年4月12日(木)～平成30年5月11日(金)

受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

※ 郵送・宅配便等による提出の場合は、5月9日(水)までの消印・受付印等のあるものを有効とします。

※ 応募期間を過ぎた場合は受理できませんので、御注意ください。

(3) 応募書類

① 所定の応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。

応募書類の様式は、県のウェブサイトからも入手できます。

② 応募書類は、原則としてA4版縦を使用して作成することとしますが、これにより難しい場合はA3版横を使用してください。

また、印刷は片面印刷をお願いします。

③ 委託費および資機材費(資材は除く。)を補助対象経費に計上する場合は、①の応募書類に見積書を添付しなくてはなりません。

④ ①の応募書類以外に、説明に必要な資料を添付することができます。

⑤ 応募書類に使用する言語は日本語によることとし、計量単位はS I単位(国際単位系)で作成してください。

⑥ 応募書類は内容の正確を期すため、ワープロなど判読しやすいもので作成してください。

⑦ 応募予定の研究と同一のテーマ・内容で国、地方公共団体および他の機関へも応募している場合は、その旨を応募書類に記載してください。

⑧ 提出された応募書類は審査およびこの事業に係る補助金事務にのみ使用し、応募者の秘密は保持します。なお、応募書類は返却しません。

9 審査

(1) 審査方法

応募された内容が、琵琶湖森林づくり県民税を活用するのにふさわしいものであるかどうか、また、本県の森林整備の推進ならびに県産材の有効利用につながるものであるかどうかを判断する必要がありますので、森の資源研究開発事業審査会(以下、「審査会」という)を開催し、有識者からの意見を聞いたうえで、評価の高いものから予算の範囲内で採択します。

審査会および選考過程は公平を期すため、非公開とします。

審査会では1次審査と2次審査を行います。

1次審査はすべての応募について、応募書類をもとに審査を行います。

2次審査は、1次審査を通過した応募者を対象に実施します。応募者には応募内容についての説明をしていただきます(日時、場所、説明方法等については、別途連絡します)。

また、応募内容の確認等のために、ヒアリング、追加資料の請求あるいは現地調査を行う場合があります。

(2) 審査の観点

以下の観点から、審査会により選考します。

① 研究内容について

- 応募者に遂行能力があるか。
- 実現性はあるか。
- 新たな視点があるか。

② 研究成果について

- 県民に受け入れられるものか。
- 事業化につながるものか。
- 県産材の新たな利用につながるか。

(3) 審査結果の通知

審査の結果（採択または不採択）は、応募者に対して県から文書で通知します。

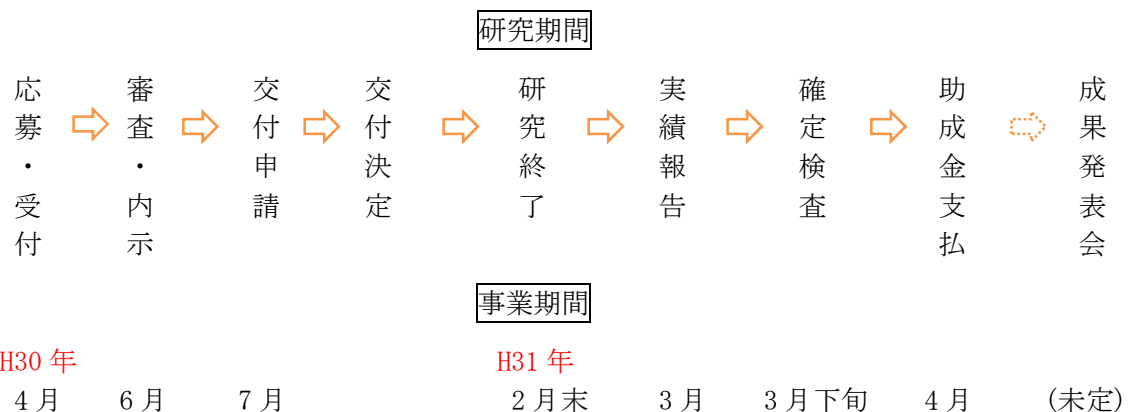
（平成 30 年 6 月 下旬予定）

ただし、審査の経過や結果の詳細に関する問合せには応じられません。

(4) 公表

採択となった場合には、応募者名（会社名等・代表者名）、住所、研究課題名、研究概要および助成金（内示）額を公表します。

10 研究期間



研究期間は、補助金の交付決定日から平成 31 年 2 月末日までの間とします。

11 補助金の交付申請

審査の結果、採択となった方（以下、「採択研究者」という。）は、補助金の内示通知を受けた後、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

12 採択研究者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、研究経費の配分または内容を著しく変更しようとする場合、もしくは研究を中止または廃止しようとする場合は、事前に知事の承認を得なければなりません。
- (2) 実績報告書は、実施内容、成果、会計報告等を取りまとめ、平成 31 年 3 月 18 日(月)までに、知事に提出しなければなりません。
- (3) 研究終了後 5 年間は、各年における当該事業成果の製品化状況等を知事に報告しなければなりません。

- (4) 当該事業の成果を事業化する際には、琵琶湖森林づくり県民税を活用して得られた成果であることを認識して、県内の森林資源や森林空間を利用するよう努めなくてはなりません。
- (5) 当該事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権設定およびその他当該研究の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければなりません。
- (6) 研究により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、研究の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的運用を図らなければなりません。
- (7) 交付申請に当たっては、仕入れに係る消費税相当額があり、かつ、その金額が明らか採択研究者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。
- (8) 研究に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (9) 当該研究の実施結果等を発表する場合（印刷物等を広く一般に配付する場合を含む。）は、琵琶湖森林づくり県民税による助成を受けた旨を明示しなくてはなりません。

13 研究の実施に関する事項

- (1) 実績報告
研究期間終了後、知事の指定する日に研究内容に関する報告をしていただくとともに、実績報告書を提出していただきます。
- (2) 確定検査
実績報告書提出後、知事の指定する日に補助金の交付に関する確認検査を行いますので、発注書や領収書等の経理関係書類について、とりまとめておいて下さい。
- (3) 補助金の支払
補助金の支払は、原則として研究終了後に精算払いとなります。
- (4) 状況報告
研究期間中に現地調査を行うことがあるほか、進捗状況を報告いただくことがあります。
- (5) 成果発表会
県民の皆さんに向けて公開で開催する成果発表会において、研究の成果報告等を行っていただくことがあります。

14 その他

- (1) 研究の実施を通じて発生する産業財産権および著作権（以下、「知的所有権」という。）は、採択研究者に帰属します。
- (2) 知的所有権の確立、維持等の費用は採択研究者の負担とします。
- (3) 研究終了後、商品化に関して進捗状況を確認させていただくことがあります。

応募書類の提出先・お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課（県産材流通推進室）

郵便番号 520-8577 住 所 大津市京町四丁目 1-1

電 話 077-528-3915 F A X 077-528-4886